

2021年度  
安全報告書



2022年 8月 1日

エクセル航空株式会社

本報告書は、航空法第111条の6及び同法施行規則第221条の5及び第221条の6に基づいて作成したものです。

## 「2021 年度安全報告書」発行にあたり

はじめに

平素よりエクセル航空をご利用頂き誠にありがとうございます。  
厚く御礼申し上げます。

2021 年度も 2020 年度に続いて新型コロナウイルス感染症第 4 波 5 波 6 波の影響により全国的な行動制限により、エクセル航空としても旅客輸送事業（クルージング、沖縄離島便）に影響を受け、更に、沖縄離島地域住民の利便性、地域活性化のため、那覇～粟国島間の路線運航を実施していましたが、固定翼路線の復活もあり、那覇～粟国島間路線運航からも撤退することとなり厳しい状況が続いた年となりました。

このような事態の中でしたが、那覇～粟国島間の期半ばまでの路線運航、オンデマンドチャーターによる離島便、浦安基地の旅客輸送等安全管理規程に基づき「航空事故 0 件」を目標とし安全を確保する取り組みを行い、安全運航を行うことが出来ました。

しかしながら、航空事故は 0 件でしたが、1 件の重大インシデントが発生致しました。

この重大インシデントを二度と起こさないために、再発防止策を策定し現在継続実施中です。また、内部監査を実施し、この再発防止策が適切に実施されているか管理監督を行います。

引続き新型コロナウイルス感染症の影響は第 7 波として全国的に広がっていますが、感染症対策に万全を尽くすとともに、全ての事業に確固たる安全基盤を築き上げ、安全意識の徹底のため、経営者含め全社員一丸となり、安全運航確保に努めてまいります。

今後とも引続きご指導ご鞭撻を頂きたく宜しくお願い申し上げます。

2022 年 8 月 1 日  
エクセル航空株式会社  
代表取締役社長 岸田 啓二

# 安全報告書（2021年度）

千葉県浦安市千鳥14番地  
エクセル航空株式会社

## 1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針

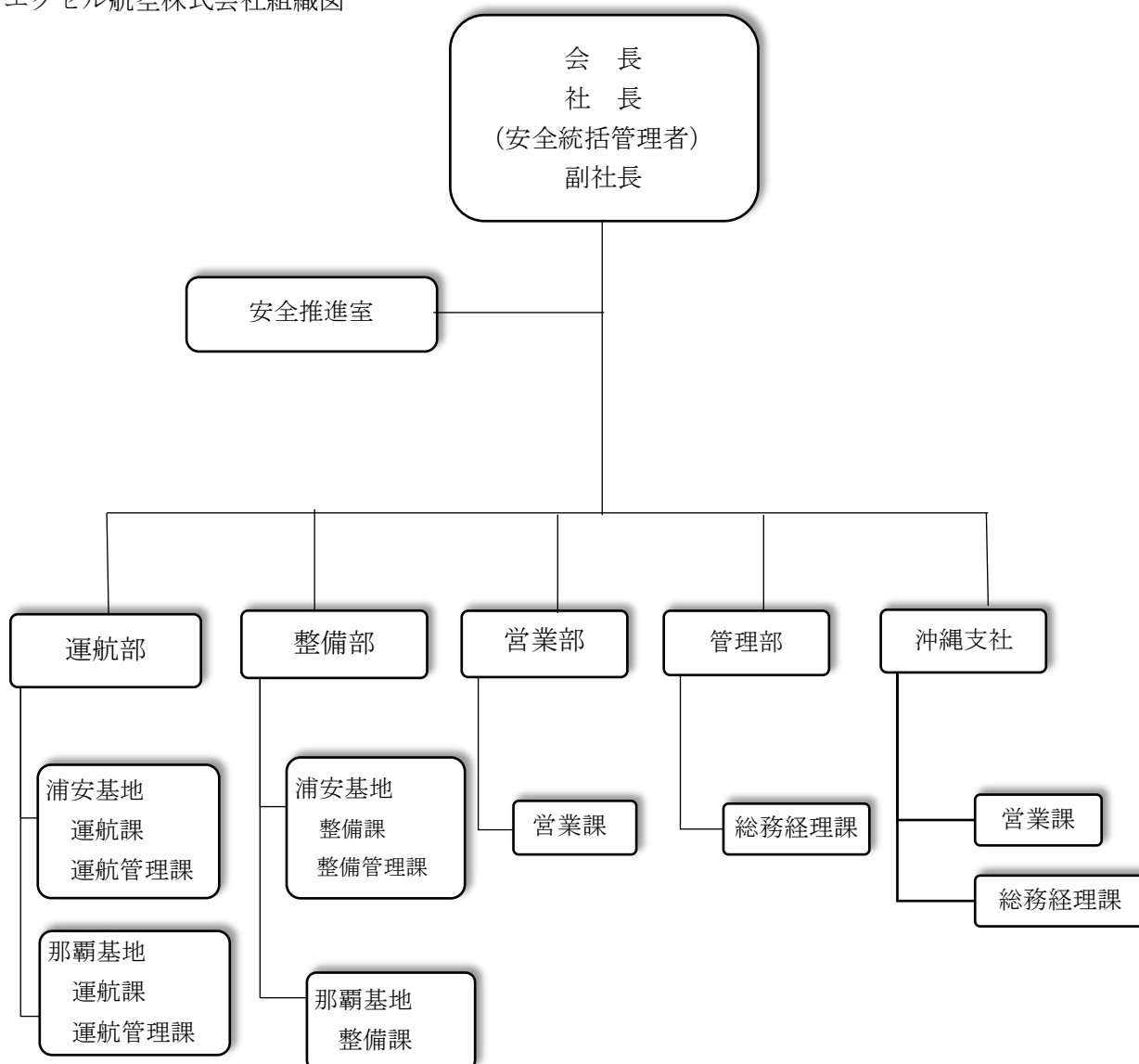
- (1) 安全管理規程「安全方針」として以下の通り定め、思考し行動をしています。
  - ：安全は会社の経営基盤であり、最優先課題である。
  - ：安全は経営者始め社員一人一人に至るまで全員の責任である。
  - ：安全の確保は相互の信頼と一人一人の自覚ある行動・努力が必要不可欠であり、臆病であることも必要である。
  
- (2) 基本理念（コミットメント）

安全は会社経営の原点であり、全社員の使命でもあります。  
常に高い水準の安全を保持することは、社会的責務であると同時に企業存続の必須条件でもあります。  
私達は全ての安全に関する情報を共有し、更なる安全運航に向けての相互信頼やコミュニケーションがとられる社風の醸成を心がけると同時に、全社員が心おきなく安全に関する率直な報告や改善提案が出来、企業が快く受け入れられる職場環境を構築してゆき、安全運航を継続することに最大の努力をしていきます。
  
- (3) 法令を遵守し、社会のモラルを守ります  
私達は、企業も社会の一員であることを強く認識し、法令を遵守すると共に社会のモラルに従いながら企業活動を行って参ります。
  
- (4) 危機管理体制の強化を図ります  
私達は、安全確保のために危機管理意識の向上、危機管理体制徹底をするため、安全管理規程に定めた「教育・訓練」、「リスクマネジメント」、保安計画に定めた「職員の訓練」の確実な実施、緊急事態対処要領に関連した訓練、及び内部監査を実施し、危機管理体制の強化を図る事に努めます。

## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

- (1) 安全確保に関する組織
  - ① 全体組織及び安全確保に関する情報（次頁記載）

エクセル航空株式会社組織図



② 各組織の機能、役割の概要及び各組織における人員数  
会社組織図による（2021年4月1日付）

：社長・・・・・・ 会社全般の安全に関する事項を含む業務を統括する。  
(安全統括管理者) また、安全に関する会社の基本方針を明示し、認定事業場  
についても安全管理について管理監督を行う。

：安全推進室・・・・ 4名（運航部3名、整備部1名）  
安全統括管理者を補佐し、会社の安全管理体制の維持、改善等安全推進会議の事務局として、安全情報の提供、教育、  
啓蒙活動を行う。安全監査業務における計画・実施、状況・  
結果を評価、監督し、部門長等の安全に関する意見を尊重

して、安全統括管理者へ安全に関する重要事項、是正措置等の報告を行う。

:安全推進会議・・・安全管理規程に基づく該当者（SMSによる、原則年4回開催）会社の安全管理体制に関する問題点、及び必要な改善策等を討議し、安全管理体制の継続的な改善を図る。

: 運航部　　・・・・・・ 14名（安全推進室長1名兼務・安全推進室2名兼務）  
運航業務全般及び航空機の安全運航に関する業務を統括する。

浦安基地・那覇基地毎に運航管理課、運航課をおく。

運航管理課・・・7名（浦安基地5名・那覇基地2名）  
運航業務の実施にあたり安全の確保に主眼をおき、適正で円滑な運航を実施するための業務を行う。

運航課　　・・・・・・ 7名（浦安基地4名・那覇基地3名）  
運航業務のうち主に飛行の実施に係る業務及び各種教育訓練・審査等の計画と実施、それらの記録と保管に関する業務等を行う。

: 整備部　　・・・・・・ 15名（安全推進室1名兼務）  
航空機の整備・検査・管理に関する業務の統括業務を行う。  
浦安基地に管理課、整備課　那覇基地に整備課をおく。

管理課　　・・・・・・ 6名  
浦安基地・那覇基地の航空機やその装備品の状況把握、時間管理、整備の計画、作業管理及び記録等の管理及び航空機や装備品、計測機器、施設、設備などの品質管理、各種規程・規則などの管理・整備・設定及び技術情報の一元管理を行う。

整備課　　・・・・・・ 9名（浦安基地4名・那覇基地5名）  
航空機に関する定例、非定例、特別及びその他の整備に関する記録の作成を行う。

: 営業部(営業課)・・・3名  
浦安基地における航空運送事業(クルージング業務に関する販売・契約予約受付管理・ハンドリンク業務含む)・航空機使用事業の販売、契約、管理・受託業務・施設事業の販売、契約等に関する業務を行う。

: 管理部(総務経理課)・・・2名  
総務、庶務、経理に関する総括・業務・ホームページ作成管理業務を行う。

： 沖縄支社・・・・・・ 4名  
支社長・・・・・・ 那覇支社全般の営業・総務管理・安全に関する事項を含む業務を統括する。

営業課・・・・・・ 2名  
沖縄地区における航空運送事業・航空機使用事業の販売、契約、管理・受託業務・ハンドリング業務等の販売、契約等に関する業務を行う。

総務経理課 ・ 1名  
総務、庶務、経理に関する総括・業務を行う。

- ③ 航空機乗組員、整備従事者の数
  - イ) 航空機乗組員 ・ ・ ・ ・ 9名
  - ロ) 整備従事者 ・ ・ ・ ・ 15名
  
- ④ 運航管理担当者数及び整備有資格者数
  - イ) 運航管理従事者 ・ ・ ・ ・ 7名
  - ロ) 有資格整備士 ・ ・ ・ ・ 12名

## (2) 運航の支援体制

- ① 航空機乗組員、整備従事者、運航管理担当者の定期訓練及び審査内容については「運航規程審査要領（空航第58号）」「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号および空航第69号」により定められています。これらの規程につきましては、航空局ホームページをご覧ください。
  
- ② 安全に関する問題点の把握と共有、フィードバック体制、社内啓蒙活動の取り組み  
下記項目について、継続的に実施しています。
  - イ) 「安全管理規程」に基づき、安全についての会社方針を規定し、運航の安全に関わる業務、認定事業場における認定業務を実施する。
  - ロ) 全社的な安全目標に対する各部署の取り組み目標を設定し、現業部門ばかりでなく間接部門も積極的な取り組みを展開する。
  - ハ) 3ヶ月に1回を原則とし、その他必要の都度「安全推進会議」を開催し、会社の安全管理体制に関する問題点、及び必要な改善策等を討議し、安全管理体制の継続的な改善を図る（PDCA 及びリスク管理の実施）と共に、年1回以上全社ミーティング、3ヶ月に1回以上各部会において、安全の教育等を実施し、水平展開を図る。
- ニ) 各飛行作業、整備作業等毎回作業実施前に関係者の※TBM・KYを行うと共に、緊急事態対処時（不測の事態発生時）の対応を決定し、再確認させることにより安全に関する認識を高めている。  
※TBM・KY（ツールボックスミーティング・危険予知）活動

- ホ) 日本航空技術協会主催の※ヒューマンファクター・セミナー(リカレント)等に積極的に参加し、参加者を講師として社内講習会を実施。  
 ※ヒューマンファクター・セミナー: 業務中に人と人の関わりで発生するエラーを予防したり再発防止したりするための講習会。
- へ) 日本航空機操縦士協会主催の小型機セーフティ・セミナー及び※安全運航セミナーへの積極的な参加。  
 ※安全運航セミナー・・・小型航空機及びヘリコプター会社を対象として、国土通省航空局技術部運航課、管制保安部運用課が主催する安全のための勉強会。
- ト) 全航連ヘリコプター部会、運航委員会、整備委員会への出席。
- チ) 防災総合訓練、緊急事態対処訓練等について1年2回以上実施。
- リ) 航空局主催航空保安教育訓練・安全推進連絡会議への参加。
- ヌ) 浦安基地、那覇基地全社員持ち回りによる安全パトロール(各月1回)の実施。

(3) 保有航空機に関する情報

① 保有航空機の種類(2021年4月1日現在)

シコルスキー式 S-76A+型  
 ユーロコプター式 AS355N型  
 アエロスパシアル式 AS355F2型  
 ユーロコプター式 AS350B2型  
 エアバス・ヘリコプターズ式 EC130T2型  
 エアバス・ヘリコプターズ式 EC135T3H型

② 機種別数、座席数、年間飛行時間

機	種	保有機数	座席数(機長席を除く)	年間飛行時間
シコルスキー式	S-76A+型	1	10	※1 0時間
ユーロコプター式	AS355N型	2	6	226:59時間
アエロスパシアル式	AS355F2型	1	6	※2 20分
ユーロコプター式	AS350B2型	1	6	283:32時間
エアバス・ヘリコプターズ式	EC130T2型	1	7	212:13時間
エアバス・ヘリコプターズ式	EC135T3H型	1	4	124:21時間

※1 売却予定のため航空の用に供さず

※2 売却のため4月1ヵ月間の飛行時間

③ 全体の平均機齢、機種別導入時期及び平均機齢  
 全体の平均機齢・・・17.8年

機 種・機番号	導入年月	機 齢
S76A+型 JA6691	2002年11月	31年
AS355N型 JA918D	2019年 8月	19年
AS355N型 JA355E	2002年 2月	20年
AS355F2型 JA6629	2010年 7月	31年
AS350B2型 JA358Y	2007年 2月	21年
EC130T2型 JA130A	2019年10月	2年
EC135T3H型 JA35RQ	2021年 3月	1年

3. 法第111条の4に基づく報告に関する事項

法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態(事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル)」の発生状況

(1) 航空事故

無し

(2) 重大インシデント

①事態の説明：

弊社浦安基地格納庫内で事業機の本機にエマージェンシー・フロート装置を装備する小改造作業を実施した。機体胴体下部の一次構造部材に部品を取り付ける作業を10月5日に行った際、作業ミスにより、構造部材に余分な穴を1つ開けてしまった。これは見過ごされてしまい、10月11日に担当検査官の指摘を受けて、損傷であることを確認した。

②事態の処置：

機体製造者が発行した修理手順書に従い、当該部分の修理を実施し、大修理に該当するため、修理改造検査を受検し、令和4年2月4日に合格した。

③再発防止策：

ア. 機体一次構造への加工のような重要作業の実施者は2人、確認者の立ち会い、ダブルチェックを行うこと。

イ. フローチャートを含む社内業務管理規則に以下の内容を設定

- ・大修理／改造作業を行う場合には、同規則のフローチャートに従い準備を行う。
- ・大修理／改造作業の概要説明には、機体一次構造への加工の有無と検討内容を盛り込む。
- ・大修理／改造作業手順書には、2人の実施者が必要な項目については、それを注記し、実施者の記入欄を2人分設け、実作業時には、勤務計画表で、立ち会う確認者、2人の実施者の配置を確認する。もし配置できなければ、作業を延期する。
- ・確認の方法として目視検査を明記し、重要箇所の加工の場合、その前後の写真を添付する。
- ・熟練者の作業でも確実に確認する。



- ・重要な作業には確認者が立ち会うことを注記する。
- ・作業実施計画表には、機体一次構造への加工がある場合には、その予定日を明記する。
- ・修理改造検査受検準備作業中にミスを起こしてしまった場合には、確認者に直ちに報告し、担当検査官にも直ちに報告する。  
以上の項目は品質管理規則 12921「修理改造作業の実施要領」(2021.11.30 新規作成)に設定。
- ・整備規程第6章に、二重確認項目、立ち会い確認・検査を盛り込む。
- ・業務規程の検査制度に、二重確認項目、立ち会い確認・検査を盛り込む。

(3) その他安全上のトラブル

無し

4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとした措置に関する事項

(1) 事業年度安全推進活動計画の実施

- ：安全管理体制の構築・維持・改善に必要な教育・訓練等の実施
- ：各規程類等による内部監査の実施

(2) 安全輸送に関する目標達成度、安全に関する取り組みの実施状況等、当該事業年度における自社の輸送安全の状況に関する総括評価

2021年度 安全指標及び安全目標値

	安全指標	安全目標値
1	社員一人一人の安全意識の維持向上を図るため、以下の安全情報と安全に関する文献も利用して安全教育を実施する。 1. 航空機及び発動機等の製造者からの情報 2. 監督官庁、関係団体等から発行される情報 3. ヒヤリハット情報 4. 安全パトロール情報 5. 災害に関する情報	各部会において年4回以上、全社ミーティングで年1件以上実施する。 運航部：5件 整備部：4件 営業部：6件 全社ミーティング：2件 合計：17件
2	公的機関で開催される安全・保安・危険物輸送等に関するセミナー、訓練、講習等へ参加する。	浦安基地及び那覇基地共に年3件以上参加する。 セミナー：浦安基地3件 那覇基地1件 訓練：浦安基地2件、那覇基地3件 講習：浦安基地3件 那覇基地2件 会議：浦安基地5件、那覇基地4件
3	航空事故及び重大インシデント発生件数	1件

1. 安全推進活動計画以上の教育を実施すべく、機会をとらえて各部会及び全社ミーティングにおいて安全教育を実施し、目標値各部会年4件以上、全社ミーティングで年1件以上実績の通り達成できた。  
前年度、安全教育の実施件数を増やしたものの教育内容について準備不足が認められ、教育内容を熟考して今以上に効果のある教育を行うために担当者が準備に十分な時間を確保できるように実施件数を改善する必要があると考え、令和3年度の安全目標値

は令和元年度では問題とならなかった件数に戻すことで教育内容の充実が図れ、安全管理規程に定められているところでもある、安全教育は各部会で四半期に1回以上開催するものと全社員を対象に年1回以上開催するという安全目標値は適正であったと考える。

今年度は、特に東京オリパラが開催されたため、オリパラに関係する空域および保安関係の情報のほか、当社の過去事故事例の振り返りなどの安全教育を実施し、社員全員が持ち回りで実施する安全パトロールの結果も踏まえて安全教育を実施した。また、法第111条の4に関する教育も実施した。

ヒヤリハット情報を利用しての安全教育は実施できたが、今年度は上半期に0件、下半期に2件と報告数が昨年度（上半期2件、下半期4件）と比べて半減しているため、次年度は安全指標にヒヤリハット情報の報告を目標値に設定して、安全に対する意識を低下させないようにしたい。

7月に整備士の脚立からの落下事故が発生したため、安全教育を通じて再発防止策を周知させ、事故後の高所作業時におけるヘルメットの着用率はほぼ100%となった。安全教育により社員の安全意識が向上して高所作業時のヘルメットの着用が定着したと思われる。

2. 今年度も コロナ禍の影響を受け、国土交通省航空局、東京航空局、全航連、日本航空技術協会等が主催するセミナー等の多くがWEB形式であったが、訓練や講習等に計画的に参加させることで、安全目標値を達成することができた。セミナー等で得られた情報は、各部会、資料の回覧等で開示することで全社員に周知するとともに、浦安基地又は那覇基地で其々得られた情報は、速やかに社内ネット上の共有フォルダーに保管していつでも閲覧できる状態を維持できた。セミナー等への参加は浦安及び那覇基地共にその意識も高く、各部署においても参加できるように調整してもらえ、会社全体としての参加件数が目標値を上回る状態が定着した。従って、次年度セミナー等への参加件数を安全目標値として設定しなくとも、年度毎定める安全推進活動計画で参加件数を計画して管理できると思われるので、今年度も安全指標から外すこととする。
3. 全社一丸となって航空安全の維持に努めた結果、航空事故0件であったが、残念ながら重大インシデントが1件発生した。

(3) 2022年度について

**\*2022年度安全指標及び安全目標値（SSP）**

	安全指標	安全目標値
1	安全教育の実施件数	各部会： 年4件以上 全社ミーティング： 年1件以上
2	ヒヤリハット報告件数	年5件以上
3	航空事故及び重大インシデント発生件数	0件

1. 令和4年度の考え方

安全教育の実施は、社員の安全意識を維持向上させる効果が大きいものと認識しており、内容の優れた安全教育を実施することは社員一人一人の安全意識を維持向上させるとともに、会社の安全文化の醸成に繋がるものと確信している。従って、安全指標として全社員に明確に意識させることが重要と思われるので、令和4年度も引き続き安全指標として安全教育の実施を掲げる。

: 算出の根拠

R2年度、R3年度の取り組みの結果から、当社の事業体制等を考慮すると、内容を充実し、より効果的な教育を行うには、各部会で四半期に1回、全社で年1回が適切であると考えます。

2. 令和4年度の考え方

ヒヤリハット情報は、安全教育で利用できる情報の一つであるが、業務内容の変化に伴う飛行作業の減少により特に飛行に係るヒヤリハット情報を報告する機会が減少している。安全教育を実施する上でもヒヤリハット情報は貴重な情報であり、速やかに周知して注意を喚起することは、安全を意識する上で大切な気付きを促すことになり、リスクを認識して報告することを意識する行動を醸成することは安全管理上有効である。

今年度は、安全教育で利用する情報の一つであるヒヤリハット情報の収集を積極的に行い、リスクを認識して報告する意識を強化することとする。

: 算出の根拠

今年度のヒヤリハット報告は2件となっているが、令和2年度は8件、令和元年度は4件あり、過去3年で14件、平均4.7件となる。

今年度の目標値は5件以上として、ヒヤリハット情報の収集の基準とする。

3. 令和4年度の考え方

上記2項目の安全指標とともに、浦安基地と那覇基地の安全意識の向上に努め、安全の確保は航空運送事業会社の最優先課題であることを社員一人一人に認識させて安全文化の醸成を図る。

以上